



columnアートの芽③

まず、著作権を学ぼう

弁護士 岩本憲武（モッキンバード法律事務所）

著作権者の権利には、「著作者人格権」と「著作（財産）権」の2種類があり、障害者のアート作品をグッズ化する際などには、後者が問題になります。これらの権利は、作品を創作したこと自体によって著作権者に生じるので、登録などの手続は必要ありません。

著作（財産）権は、物としての作品の所有権とは別に譲渡が可能であるため、著作（財産）権を他人に譲渡すると、たとえ著作権者でも作品を自由に利用できなくなります。そこで、著作（財産）権は譲渡せず、著作物の利用を他人に許諾するという方法があります。その場合も、契約書を作成し、事前に弁護士などのチェックを受けて、著作物に対する障害者の権利が不当に侵害されないようにすることが重要です。



TAMAP ±0の定例会では11月、障害者アートマネジメントセミナー企画「著作権はコウくない！」を開催。メンバーなど14名が、岩本先生から著作権について学びました。

